

知立市中央公民館「こども・若者の居場所」設置事業実施要項

1. 目的

地域のこども・若者が、安全で安心して過ごすことのできる居場所を提供し、様々な体験をすることを通して、包括的な「地域の居場所」を確立する。

また、地域に居場所を作ることにより、こども・若者が健全に成長できる環境を整備する。

2. 事業内容

(1) こども・若者に、様々な人やモノと出会い、くつろぐことのできる、安全で安心な居場所を提供する。

(2) 学習の支援や体験活動等のイベント・企画を実施する。

3. 対象者

「こども・若者の居場所」の対象者については、以下の通りとする。

(1) 小学生年代（6歳～12歳）・中学生年代（13歳～15歳）・高校生年代（16歳～18歳）

(2) (1)の保護者

ただし、利用している対象者がいない場合や、少数の場合で、対象者に影響を及ぼさないと中央公民館長が判断した場合は、上記(1)及び(2)以外の者も利用できるものとする。この場合、中央公民館長に所定の様式を用いて申請し、許可を得ること。

4. 設置日等

(1) 中央公民館長は、中央公民館の事業、貸館状況等を勘案し、これに支障のない範囲で設置する。

(2) 設置日については、知立市公式ホームページ及びLINE等のSNSにて利用者に周知する。

5. 設置場所

(1) 貸室、共有スペース等において、中央公民館の事業、貸館状況等を勘案し、設置する。

(2) 設置場所には、机、椅子、遊戯道具や図書などを設置し、こども・若者が快適に過ごすことができる環境を整えるものとする。

6. 利用条件

(1) 利用の際は、中央公民館長及び中央公民館職員の指示に従うこと。

(2) 利用の際は、他の施設利用者の活動の迷惑となる行為を行わないこと。

(3) 利用の際は、利用者カードを記入すること。

(4) 備品等を利用した場合は、利用者が責任をもって片付けを行うこと。

(5) 中央公民館の施設や備品等に損害を与えないこと。利用者の責任により損害を与えたと中央公民館長が判断した場合、原状回復または相当額の弁償を求める。

(6) 施設の利用に際し発生したゴミは、各自持ち帰ること。

(7) 隔離すべき感染症患者及びその疑いがある場合は、利用を控えること。

7. 利用の禁止

前項6の（1）から（7）の規定に反する行為を行ったと中央公民館長が判断した場合は、利用を禁止することがある。

8. その他

- （1）知立市内に暴風警報等の警報が発令されている場合は、「こども・若者の居場所」を閉鎖する。
- （2）「こども・若者の居場所」に通所する際に発生した事故等については、中央公民館は一切責任を負わない。
- （3）「こども・若者の居場所」で発生した事故等については、中央公民館は一切責任を負わない。
ただし、中央公民館長が中央公民館に責があると判断した場合は、この限りではない。